

勤労者ニュース No. 71

編集・発行 豊中市市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 E-Mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

- ・大阪府最低賃金が1,231円に引き上げられます・・・・・・・・・・1
- ・「年収106万円の壁」を意識せずに働ける環境へ・・・・・・・・・・2
- ・あなたの睡眠は大丈夫？・・・・・・・・・・2
- ・カスタマーハラスメント防止対策が義務化されます！・・・・・・・・3
- ・正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差をなくしましょう・・・・・・・・3
- ・こども・子育て支援金制度をご存じですか？・・・・・・・・・・4
- ・「くらしかん」と「しごと・くらしセンター」のご紹介・・・・・・・・4



大阪府内最低賃金が1,231円に引き上げられます

件名	時間額	効力発生年月日
大阪府最低賃金	1,231円	令和8年(2026年)10月1日

■最低賃金は、大阪府内の事業所で働く **すべての労働者に適用** されます■

- 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(注)
 1. 18歳未満または65歳以上の方
 2. 雇入れ後3か月未満の技能習得中の方
 3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方
 (注) 特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。
- 最低賃金に次の賃金は含みません。
 1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
 3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 4. 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金
- 最低賃金法の違反については罰則があります。
- 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度(業務改善助成金制度)があります。また、有期雇用労働者の正社員化や、処遇改善の取組を実施した場合に助成を受けることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。



【お問い合わせ先】 大阪労働局 労働基準部 賃金課 TEL-06-6949-6502
または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

「年収106万円の壁」を意識せずに働ける環境へ

■制度の概要

いわゆる「年収106万円の壁」として意識されていた、短時間労働者の社会保険加入要件の一つである「月額 8.8万円以上」の賃金要件が、令和 8 年10月から撤廃されます。これにより、年収106万円の壁を意識せず、ライフスタイルに合わせた働き方を選びやすくなります。

■労働者および事業主の皆様へ

●労働者の皆様：社会保険（厚生年金・健康保険）に加入すると、将来受け取れる年金が基礎年金に加えて厚生年金が終身で支給されるほか、病気やけが、出産で会社を休んだ場合の給付が充実するなどのメリットがあります。

●事業主・人事担当の皆様：今回の改正は段階的に実施されます。給与計算や社会保険料の天引き率の更新など、制度変更に向けた

準備を計画的に進めてください。また、新たに加入対象となる短時間労働者を支援するため、特例的な保険料負担軽減措置も実施されます。



【お問い合わせ先】

厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」をご確認いただくか、日本年金機構又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

働く毎日に、眠りの見直しを

あなたの睡眠は大丈夫？

こころとからだを守る 大切な睡眠

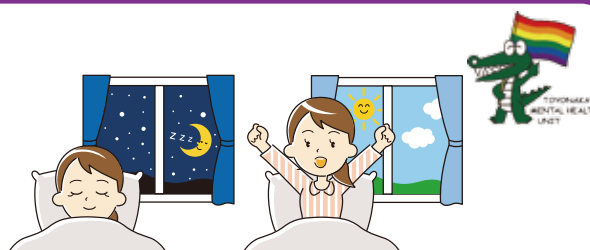
睡眠は最も重要な休養行動です。長すぎても短すぎても健康を害する原因になります。仕事や家事、育児に追われて睡眠を削ると、不足に気づかないまま、こころとからだに大きな影響を及ぼします。

“寝だめ”では解消しない「睡眠負債」

本来必要な睡眠時間の不足が、借金のように積み重なった状態を「睡眠負債」といいます。睡眠負債が続くと、疲労に加えて集中力や注意力が低下し、肥満、高血圧、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症などのリスクが高まります。また、こころの不調にもつながりやすくなります。

豊中市ホームページ
「睡眠と休養」はこちら

豊中市保健所 健康推進課



01 朝の休まった感覚が良い睡眠の目安

忙しい毎日は睡眠を削りがちです。睡眠時間だけでなく、朝目覚めた時の「休まった」感覚（睡眠休養感）を、毎日の睡眠を確認する目安にしましょう。

02 寝酒は、眠りを浅くする

飲酒した方が眠りやすいと感じても、寝酒は睡眠の質を下げ、かえって目が覚める回数を増やします。寝酒を続けるとアルコール依存症に陥る危険もあります。

03 寝る前のスマホを避ける

スマホやパソコンが発するブルーライトは、自然な入眠を妨げます。睡眠休養感をしっかり得るためにも、寝る前の使用は避けましょう。

眠れない状態やストレスが続く場合は、一人で抱え込まず、かかりつけ医や専門機関に相談しましょう。

豊中市保健所 医療支援課（こころの健康相談）

TEL 06-6152-7315 月曜から金曜 9時～17時15分（祝日及び年末年始を除く）

カスタマーハラスメント防止対策が義務化されます！

■ 施行日：令和8年(2026年)10月1日

■ 制度の概要と企業に求められる措置

顧客や取引先等からの社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境が害される「カスタマーハラスメント（カスハラ）」を防止するため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。

- 義務化される主な措置内容：
 - ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（カスハラを許さない姿勢の表明）
 - ・ 相談体制の整備・周知（従業員からの相談窓口の設置や対応手順の策定）
 - ・ 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置（被害者への配慮や再発防止策）



■ 労働者および事業主の皆様へ

- 労働者の皆様：職場でカスハラを受けた、または見聞きした場合は、一人で抱え込まずに社内の相談窓口や専門機関に相談してください。
- 事業主の皆様：施行に向けて、マニュアルの作成や従業員への研修、相談窓口の設置など、カスハラから従業員を守るために、施行日までに必要な体制整備を進めましょう。

【お問い合わせ先】大阪労働局 雇用環境・均等部（TEL 06-6941-8940）へお問い合わせください。

正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差をなくしましょう

■ 施行日：令和8年(2026年)10月1日

■ 制度の概要と厳格化のポイント

同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることを禁止した「パートタイム・有期雇用労働法」の運用ルールがさらに厳格化されます。

- 説明責任の強化：パートタイム・有期雇用労働者から待遇差に関する説明を求められた場合、分かりやすい資料の活用などにより、適切に説明することが求められます。

また、パートタイム・有期雇用労働者を採用する際の労働条件通知書に、新たに「待遇差に関

する説明を求めることができる旨」を記載することが必要になります。

- 手当・賞与の基準明確化：基本給だけでなく、賞与や退職手当、家族手当、住宅手当などについても、不合理な待遇差がないか改めて確認することが求められます。

■ 労働者および事業主の皆様へ

- 労働者の皆様：自身の待遇について疑問がある場合、事業主に説明を求めることができます。説明を求めたことを理由とする不利益な取り扱いとは法律で禁止されています。
- 事業主の皆様：基本給、賞与、各種手当、福利厚生など、すべての待遇について不合理な差がないか、今一度チェックリスト等を用いて現状の確認と見直しを進めてください。



【お問い合わせ先】大阪労働局 雇用環境・均等部（TEL 06-6941-8940）へお問い合わせください。

こども・子育て支援金制度をご存じですか？

■令和8年4月分保険料から開始

■制度の概要と徴収の仕組み

少子化対策や子育て世帯への給付拡充（児童手当の拡充や出生後休業支援給付、育児



時短就業給付など）の財源として、新たに「こども・子育て支援金制度」が導入されました。

●**徴収方法**：毎月の公的医療保険料（健康保険、国民健康保険等）と併せて徴収されます。なお、会社員等は給与から天引きされます。

●**負担割合**：お勤め先の健康保険（社会保険）の場合、通常の保険料と同様に事業主と労働者で折半（50:50）して負担しています。※国民健康保険・後期高齢者医療制度は被保険者のみ負担

【お問い合わせ先】

こども家庭庁コールセンター
(0120-303-272) 又はご加入
の医療保険者へお問い合わせください。



「くらしかん」と「しごと・くらしセンター」のご紹介

「くらしかん」と「しごと・くらしセンター」をご利用ください！

豊中市では、市民の皆さんの「働くこと」と「暮らし」を一体的にサポートするため、専門の相談・支援窓口を設けています。お気軽にご相談ください。

●生活情報センターくらしかんの相談窓口

・**労働相談**：給料未払い、労働契約、従業員とのトラブルなど、労働者・使用者双方の悩みに専門員が応じます。

【月・水・金曜／10時～12時、13時～16時】

・**消費生活相談**：契約トラブルや製品事故など、消費生活に関する苦情や問い合わせに専門の相談員が解決をお手伝いします。

【月～金曜／9時～17時】

【お問い合わせ先】

生活情報センターくらしかん

（住所：北桜塚 2-2-1 TEL：06-6858-6863）



●豊中しごと・くらしセンター（無料職業紹介所）

求職者と事業所をつなぐ無料職業紹介や、各種就職支援セミナー、企業とのマッチングイベントを開催しています。シニアの活躍を応援するサポートセンターや、子育て世帯も安心して利用できるキッズコーナーも併設しています。

【お問い合わせ先】

豊中しごと・くらしセンター

（住所：豊中市庄内幸町 4-29-1 庄内

コラボセンター 3階）

TEL：06-6898-7463



専門家アドバイザー派遣のお知らせ

就業規則の変更や労務管理のお悩みに！
「働き方アドバイザー」をご活用ください！

労働・雇用を巡る環境は、法改正を含め日々変化しています。「自社の制度や就業規則が適応しているか不安」「労働環境を整備したい」といったお悩みはありませんか？

豊中市では、社会保険労務士などの専門家が直接事業所を訪問し、無料で課題解決をサポートする「働き方アドバイザー派遣制度」を実施しています。働き方改革への対応や、就業規則の見直しなどにぜひご活用ください。

●対象：豊中市内の事業所など

●費用：無料（5回まで）

●申込方法：豊中市ホームページから申込書をダウンロードし、必要書類を添えてくらし支援課へ提出してください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

市民協働部くらし支援課

TEL：06-6858-6862

E-Mail：

shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

